

**随意契約をすることができる場合に
該当することの説明書**

地方自治法施行令第167条 の2第1項第2号により随意 契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当することの説明
「特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき」及び「財産の売払い、物件の貸付けその他の県の収入の原因となる契約であって、価格競争により契約の相手方を決めることが困難又は不適当なものをするとき」以外の場合であって、契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別の事情があるとき。	1 契約の概要 本事業は、リニア開業も見据え、観光客が多く集まる馬籠宿からその他の東美濃地域内（多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市、可児市及び御嵩町）の中山道エリア（以下東美濃中山道）への観光誘客を推進することを目的に、令和7年度に実施した当該地域内の現状調査・分析に基づいて、現状有する課題解決に向けた受け入れ態勢の整備を実施するものである。 2 契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情の説明 本業務は、令和7年度に実施した調査・分析を基に、東美濃中山道の独自の魅力を活かしつつ、課題解決に向けた具体的方策について提言する能力及び地域の事業者との調整を円滑に進める調整能力が求められる。 そのため、本契約の相手方には、東美濃中山道やその他類似する観光先進地域の専門的知識と、事業を企画・遂行できる高い実施能力及び調整力を有する者に委託する必要がある。 よって、本業務の効率的かつ効果的な実施のためには、単なる価格競争ではなく、専門的知識や経験を有する者のアイディアを募り、事業者の実施能力などを総合的に判断する必要がある。 3 選んだ特定の相手方が契約相手として適当であることの説明 企画提案書の公募（令和8年4月22日～6月3日）を行い、参加申込のあった3者について、プロポーザル評価会議（令和8年6月17日）を開催。評価会議の構成員による企画提案書の評価により、最優秀提案者の選定を行った。 構成員3名による採点の結果、評価基準点（業務の実施計画及び実施体制に関する評価）の合計値の6割である選定基準点を満たし、かつ各構成員の順位点の合計が最も高い Meets Nakasendo 合同会社を最優秀提案者として選定した。